



平成 26 年 8 月 12 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地
松井証券株式会社
代表取締役社長 松井 道夫
(コード番号：8628 東証第一部)
問合せ先：常務取締役 和里田 聡
TEL：03(5216)8650

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関する補足事項 「支配株主との取引等に関する事項」について

平成 26 年 7 月 24 日に発表いたしました「ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」につきまして、「支配株主との取引等に関する事項」を下記のとおり補足いたします。

記

1. 本件ストック・オプションの発行は、その一部につきまして、当社の支配株主の近親者である代表取締役社長 松井道夫を割当対象としていますので、支配株主との取引等に該当しております。
2. 当社では、平成 26 年 6 月 26 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書における「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」について、以下のとおり定めております。

『当社は、法令や社内規程に基づき、必要に応じて取締役会で決議し、支配株主との取引等実施を決定しています。また、当該取引について、監査役や内部監査部門が監査を行うことにより、適正な取引が行われているかを監視し、当社ひいては少数株主の利益を害することを防止しています。』

支配株主との取引等に関する水準の決定については、外部の専門家の意見を踏まえ、市場価格を勘案した一般的な取引と同等の条件としています。』

本件ストック・オプションの発行に際して、当社は平成 26 年 7 月 24 日に取締役会を開催し、取締役 8 名（うち独立役員である社外取締役 2 名）および監査役 3 名（うち独立役員である社外監査役 3 名）により十分な審議を行い、発行に係る決議を行いました。また、以下 3.および 4.に掲げる手続きを行っており、本件ストック・オプションの発行は当該指針に適合しているものと判断しております。

3. 利益相反を回避するための措置および公正性を担保するための措置として、本件ストック・オプションは、平成 26 年 6 月 22 日開催の当社第 98 期定時株主総会において決議された内容および手続きに基づいて発行しております。また、本件ストック・オプションの付与が恣意的とならないよう、当社および割当対象者から独立した第三者評価機関である山田 FAS 株式会社によって、本件ストック・オプションの公正価値を算出し、その結果に基づいた割当てを行っております。



4. 本件ストック・オプションの発行については、平成 26 年 7 月 24 日に支配株主との間に利害関係を有しない独立役員であり社外監査役の矢島博之氏より、本件ストック・オプションが株主総会において決議された内容および手続きに基づいて発行され、また、独立した第三者機関が算出する公正価値に基づき割当てが行われるものであり、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見をj得ております。

以上